建築工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1	工事場所	弘前市大字宮園一丁目5番地1
2	用途地域	第一種低層住居専用地域
3	公害規制等地域・地区	
4	敷地面積	24,603m²

5 工事内容

1) 新営工事

棟名				
用途				
工事種別				
構造				
建築面積				
延べ床面積				
階				
階				
階				
階				
階				
階				
計				
概要	耐震安全性の分類 構造体（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類） 建築非構造部材（A類・B類）			

2) 改修工事

棟名	管理特別教室棟	普通教室棟(南)	普通教室棟(北)	
用途	トイレ	トイレ	トイレ	
床面積	22.58m²	105.37m²	155.46m²	※改修後床面積
改修部分	・防水・外壁②建具①内装 ③塗装・耐震②その他	・防水・外壁②建具①内装 ③塗装・耐震②その他	・防水・外壁②建具①内装 ③塗装・耐震②その他	
概要				

6 その他（施工条件等）

Ⅱ 建築工事仕様

1 質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)」による。

2 特記事項

1) 項目は、番号に○印のけいたものを適用する。

2) 特記事項は、○印のけいたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印のけいたものを適用する。

○印と※印がけいている場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の(　)内表示番号は、前述両標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	⊙ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　(平成22年版) ※ 工事写真の撮り方　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　(平成24年版) ※ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン　青森県県土整備部建築住宅課　(平成29年 4月) ⊙『青森県公共事業景観形成基準』及び『青森県景観色彩ガイドプラン』　青森県景観条例 ⊙ 防犯に配慮した設計ガイドライン ※ 青森県(認定)リサイクル製品優先使用指針　青森県環境生活部　(平成20年 4月) ・
	2 概成工期	工事期限より　　日前　(1.1.2)(1.2.1)
	③ 電気保安技術者	・ 電気主任技術者　※ 監督職員の承諾を受けた者　(1.3.3)
	④ 発生材の処理等	種別 / 対象品目 / 分析調査　(1.3.11)

種別	対象品目	分析調査
・発注者へ引渡し老要するもの	※ PCB含有機器類	
	※ 微量PCB	要 ・ 不要
	※ PCB含有シーリング材	要 ・ 不要
・再利用を図るもの	・	
⊙再資源化を図るもの(注1)	※ コンクリート塊　※ 小形二次電池	
	※ アスファルト・コンクリート塊　・ 蛍光ランプ	
	※ 建設発生木材　・ HIDランプ	
	※ 建設汚泥　・ ガラス	
	※ 建設混合廃棄物　・ 硬質ポリ塩化ビニル管・継手	
	※ 金属類　・	
・処理に注意を要するもの	・ CCA処理木材　・ せっこうボード	
	・ 0.1%を超えて石綿を含有するもの	
	・ ひ素・カドミウム含有せっこうボード	
・特別管理産業廃棄物	・ 廃石綿(除去作業に使用した保護具及び養生材を含む)	特記24.6による
	・	要 ・ 不要
	・ 廃油	要 ・ 不要
	・ 廃酸、廃アルカリ	要 ・ 不要
	・ ダイオキシン含有廃棄物	要 ・ 不要
・特殊な建設副産物	・ フロン	要 ・ 不要
	・ ハロン	要 ・ 不要
	・ 煙感知器(イオン化式)	要 ・ 不要
	・ 六フッ化硫黄(SF_6)ガス	要 ・ 不要
	・ PFOS	要 ・ 不要
	・ 特定化学物質(　　)	要 ・ 不要

(注1) 上記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること。

1. 本工事に使用する材料・機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。　(1.4.2)

2. 「評価名簿」による上特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(平成　　年版)」による。

3. 本県に本店、支店、営業所を有するメーカー製品及び可能な限り県産材を使用すること。

4. 化学物質を放散する建築材料等

1) 建材・施工材の使用材料の選定においては、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を放散しないもの又は放散が十分に少ないもの(JIS又はJAS等を参考に適切に選択すること。ホルムアルデヒド放散量は$F☆☆☆☆$を原則とし、該当する材料等がない場合は、施工面積に十分注意した上で$F☆☆☆$を使用すること。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項		2) 接着剤はホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を放散しないか、放散が極めて少ないもの、または含有量が少なく難揮発性の可塑剤を使用しているものとし、ホルムアルデヒド放散量は$F☆☆☆☆$を原則とすること。 3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の選択及び取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシートの内容を把握するとともに、現場に常備し、記載内容の周知徹底を図ること。 4) 接着剤・塗料等の使用に当たっては、使用方法や使用量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。 5. 使用する材料は、JIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しないこと。 6. 「青森県(リサイクル製品認定制度」に基づく認定)リサイクル製品及び「レッツbuyあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について 1) 「青森県(リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例(青森県)リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県(認定)リサイクル製品優先使用指針」に基づき工事が実施されるように努めること。 2) 認定リサイクル製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入し、公衆の見やすい場所に掲示すること。 3) 認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ提出すること。
	⑥ 技能士	(1.5.2)

工事種別	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
	ALCパネル施工	ALCパネル工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 FRP防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及び樋工事	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上工事作業
		カーペット系床仕上作業
		ボード仕上工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		加熱ペイントマシンマーカー作業
植栽工事	造園	造園工事作業

⑦ 特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

⑧ 施工中の環境保全等

施工に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。

⑨ 化学物質の濃度測定

工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督職員に提出すること。　(1.5.9)

また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化学物質の室内濃度の指針値を超えた場合は、監督職員と協議すること。

1. 測定対象化学物質　※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

2. 測定対象室・測定箇所数　※　6ヶ所（各階男女WC1ヶ所ずつ）

3. 測定方法

1) 空気の採取

※ 捕獲方式（ ※ 測定バッチ　・ バッシブサンプラー　・ バッシブガスチューブ）　・ 吸引方式

2) 測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によって行う。または、以下と相関の高い方法によって行うこともできる。

ホルムアルデヒド　高速液体クロマトグラフ法

揮発性有機化合物　ガスクロマトグラフィー質量分析法

10 技術検査

技術検査時に、工事写真等を電子データ化により検査する際に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。　(1.6.1~2)

工事施工途中における技術検査((中間検査))は下表を原則とし、監督職員と協議すること。

1)新営工事

構造	検査工程
・ RC造(SRC造含む)にあっては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500m²を超えるもの	1.基礎工事完了時 2.躯体工事完了時（原則1階）
・ S造にあっては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500m²を超えるもの並びに20mを超えるスパンを有するもの	1.基礎工事完了時 2.鉄骨建方完了時
・ W造にあっては、延べ面積が500m²を超えるもの	1.軸組完了時
・ 用途、構造及びその他の事由により必要と認められるもの	・ 基礎工事完了時 ・ 躯体工事完了時 ・

2)改修工事

・ 躯体の改修又は補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修又は補修工法の施工完了時に行う。

・ 屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。

・ 発注者が必要と認めた工程(別途監督職員の指示による)

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	⑪ 工事の下請負	1. 受注者は、下請負にけする場合には、次の各号に掲ける要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が弘前市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 2. 受注者は、下請負にけする場合には、可能な限り地元建設業者を使用すること。
	⑫ 報告書	1. 施工体制台帳及び施工体系図 1) 下請負業者と契約締結後速やかに、施工体制台帳及び施工体系図各1部を監督職員に提出すること。 2) 施工体台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものと、現場表示も併せて行うこと。 2. 主要機器資材メーカー報告書 使用する主要機器資材メーカー報告書1部を監督職員に提出すること。 3. 技能士報告書 本章第6項で技能士が適用された場合は、報告書1部を監督職員に提出すること。
	⑬ 工事の一時中止	1. 工事の一時中止に係る計画の作成 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けること。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。 2. 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	⑭ 完成時の提出図書等	1. 完成時の提出図書　(1.7.1~3)

提出図書等		部数	備考
完成写真(改修工事の場合は着工前を左、完成写真を右に入れる)		⑩ 2部 ・ 部	・電子納品
工事写真		1部	※電子納品
完成図	※ 二つ折り製本	⑩ 2部 ・ 部	
	※ A4判二つ折り製本	※ 1部 ⊙ 2部	
	・ 黒表紙金文字入製本(折りたたみ→A4)	・ 部	
	※ CADによるSXF(P21)形式、オリジナル形式及びPDF形式(全ての図面及び特記仕様書を1つのPDFファイルにまとめDRAWINGFファイルフォルダに格納)	⊙ 1部	※電子納品
	※ 施工図	3部	※電子納品
	※ 原図　※ 完成図　・ 施工図　◯縮小原図(A3)	各 ⊙ 1部	
施工計画書(工事期間中に監督職員の承諾を受けたものをとりまとめたもの)		⊙ 1部	
承認図		⊙ 1部	
保全に関する資料(標仕(1.7.3)(a)に示す内容)		※ 2部 ・ 部	
工事関係資料		2部	※一部電子納品
その他監督職員が指示する書類		監督職員の指示による	

2. 電子納品は「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

3. 提出図書等は、イージーキャビネットA4判外箱付き(ESC-101 W365*H290*D450 間等品)に納めて納入すること。

また、外装に工事番号及び工事名を記入すること。

4. 再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)

工事完了後「建設リサイクル・データ統合システム」(CREDAS入力システム)により、入力したデータを提出する。

なお、データの提出が困難な場合は、監督職員の承諾を得た上で、紙による提出とする。

5. 貸与されたCADデータは本工事における施工図及び竣工図の作成のため以外に使用しないこと。

⑮ 設備工事との取り合い　第33章(工事取り合い区分表)による

16 設計GL　※ 図示　・ 現状平均地盤面　・ 監督職員の指示による

⑰ 建築基準法に基づき定められた風速、地表面粗度区分及び多雪地域の指定　(標仕・改修標仕共通)

風速(Vo)　34 (m/sec)

地表面粗度区分　・ Ⅰ　・ Ⅱ　・ Ⅲ◯　・ Ⅳ

⊙ 多雪地域の指定　・ 青森県建築基準法施行細則第11条の2

・ 青森市建築基準法施行細則第33条

⊙ 弘前市建築基準法施行細則第17条

・ 八戸市建築基準法施行細則第18条

章	項目	特記事項
② 仮設工事	1 足場その他	足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)2. 2. 4(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における20(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。　(2.2.4)
	② 既存部分の養生	⊙ 養生の方法等　(改2.3.1) ⊙ 既存部分　養生の方法(※ ビニールシート、合板等　・　　) ・ 既存家具等　養生の方法(※ ビニールシート等　・　　) ・ 既存ブラインド、カーテン等　養生の方法(・ ビニールシート等　・　　) 保管場所(・ 図示　・　　) ・ 備品、机、ロッカー等の移動　(・ 図示　・　　) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の措置を行う。
	③ 仮設間仕切り	⊙ 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　⊙ 図示　・　(改2.3.2)

⊙ 仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ材(厚さ mm)	塗装	充填
・ A種	・ 木 ⊙ 軽量鉄骨	⊙ 石こうボード(9.5) ・ 合板(9) ・	⊙ 無し ・ 片面	グラスウール 厚さ mm
⊙ B種				
※ C種	単管	防災シート		

⊙ 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装
※ 木製 ・	※ 合板張り程度 ・	・ 無し ・ 片面
・	・	

章	項目	特記事項
② 仮設工事	④ 監督職員事務所	・ 設ける　⊙ 設けない　(2.3.1) 設ける場合の仕上げは下表を標準とする。

部位等	仕上
床	合板張又はビニル床シート張
内壁・天井	合板又はせっこうボード張、合成樹脂エマルションペイント塗
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張、又は鉄板張の上調合ペイント塗

章	項目	特記事項
② 仮設工事	5 監督職員事務所の備品等	備品は次のものを標準とし、備えること。 保護帽、ゴム長靴、雨ガッパ、机、いす、ホワイトボード、懐中電灯、消火器、電話、書棚、衣類ロッカー、掛時計、温度計、冷暖房機器、湯沸かし器
	⑥ 工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる(※ 有償　・ 無償)　※◯利用できない
	⑦ 工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる(※ 有償　・ 無償)　※◯利用できない
	⑧ 交通整理員	⊙ 置く　・ 置かない

１級建築士事務所　青森県知事登録第Ａ１－１６４２号
株式会社エクラン一級建築士事務所　青森県弘前市下鞘師町１１
ＴＥＬ　０１７２－３８－１９００
ＦＡＸ　０１７２－３９－６１６８
門前　孝治　１級建築士登録第２１３２０１号

承認	設計	担当		縮尺
				設計年月日 2017.07

工事名称　平成28年度　時敏小学校トイレ改修工事

図面名称　特記仕様書１

A-01

NO.